

令和5年広審第10号

裁 決

モーターボートA同乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年8月28日10時30分

山口県黒島北東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 2.3トン

登 録 長 6.53メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 60キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成12年2月に進水し、船体中央に操舵室を、同室下部に船室をそれぞれ配し、操舵室前部右舷側に舵輪、機関遠隔操縦装置及びGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.5メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和4年8月28日06時30分山口県由宇漁港の係留地を発し、黒島北東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時50分前示釣り場に到着したのち、錨泊して釣りを行い、北北東方からの波浪が高くなってきたので、山口県前島南方沖合の釣り場に移動することとし、同乗者1人を船首甲板に、同乗者2人を船尾甲板にそれぞれ腰を掛けさせ、10時29分半少し過ぎ黒島所在の三等三角点黒島（標高117メートル）（以下「基点」という。）から028度（真方位、以下同じ。）850メートルの地点を発進し、針路を315度に定め、6.0ノット（対地速力、以下同じ。）の速力で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、周囲に高さ約1メートルの波浪を認め、同乗者を船首甲板に腰を掛けさせたまま航行すると、高起した波浪によって船首が大きく上下動し、同乗者が強い衝撃を受けるおそれがあったが、今まで船首甲板に腰を掛けていた同乗者が船首の上下動により負傷したことがなかったため、今回も支障なく航行できるものと思いい、同乗者を船首甲板から船尾甲板に移動させるなど、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、北北東方からの波浪を右舷船首に受けながら続航し、10時30分僅か前高起した波浪によって船首が大きく上下動し、10時30分基点から025度880メートルの地点におい

て、Aは、原針路及び原速力のまま、船首甲板に腰を掛けていた同乗者が跳ね上げられて落下し、臀部を同甲板に強打した。

当時、天候は晴れで風力4の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時に当たり、付近海域には北北東方からの高さ約1メートルの波浪があった。

その結果、同乗者1人が、約3か月の入院加療を要する胸椎及び腰椎椎体骨折を負った。

#### (原因及び受審人の行為)

本件同乗者負傷は、黒島北東方沖合において、釣り場を発進する際、同乗者に対する安全確保の措置が不十分で、高起した波浪によって船首が大きく上下動し、船首甲板に腰を掛けていた同乗者が跳ね上げられて落下し、臀部を同甲板に強打したことによって発生したものである。

a 受審人は、黒島北東方沖合において、高起した波浪がある状況下、釣り場を発進する場合、同乗者を船首甲板に腰を掛けさせたまま航行すると、高起した波浪によって船首が大きく上下動し、同乗者が強い衝撃を受けるおそれがあったから、同乗者を船首甲板から船尾甲板に移動させるなど、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、今まで船首甲板に腰を掛けていた同乗者が船首の上下動により負傷したことがなかったので、今回も支障なく航行できるものと思い、同乗者に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、高起した波浪によって船首が大きく上下動し、船首甲板に腰を掛けていた同乗者が跳ね上げられて落下し、臀部を同甲板に強打する事態を招き、同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月24日

広島地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也